

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 蒼生会

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人蒼生会（以下「この法人」という。）の定款第9条および第23条に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第5条に規定する評議員および第6条に規定する評議員選任・解任委員、第16条に規定する役員をいう。
- （2）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- （1）この法人を主たる勤務場所とし、この法人の職員を兼務せず、週4日以上業務にあたる役員等には、別表1に定める月額報酬および別表2に定める日額報酬を支給する。
 - （2）この法人の職員を兼務し、給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。
2. 前項以外の役員等に対しては、別表2に定める日額報酬を支給する。

第4条（報酬等の額の算定方法）

役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、別表1および別表2に定める範囲において決定する。

但し、役員等の報酬は定款第23条の規定により、別表3に記載の評議員会で別に定める総額の範囲を、評議員の報酬は定款第9条に定める範囲を、それぞれ超えることはできない。

- （1）理事長報酬
- （2）理事報酬
- （3）監事報酬
- （4）評議員報酬
- （5）評議員選任・解任委員報酬

第5条（報酬等の支給方法）

報酬等の支給は、理事会または評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

但し、理事会・評議員会が同日開催の場合は、その額を1回の出席分とする。

2. 報酬等は、原則として現金により本人に支給する。
但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第6条（費用）

役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員等が職務の遂行にあたり旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第7条（公表）

この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第8条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なうものとする。

第9条（委 任）

この規程の施行について、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表 1

報酬名	業務	報酬の額	支給時期
理事長報酬	理事長業務	月額 500,000 円 (税込)	翌月 25 日

別表 2

報酬名	業務	報酬の額	支給時期
理事報酬	理事会出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
	上記以外の出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
監事報酬	理事会出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
	評議員会出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
	監事監査	日額 10,000 円 (税抜)	その都度
	上記以外の出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
評議員報酬	評議員会出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
	上記以外の出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度
評議員選任・ 解任委員報酬	評議員選任・ 解任委員会出席	日額 5,000 円 (税抜)	その都度

注) 理事会・評議員会が決議省略の場合の役員等報酬額は、2,500 円/1 回とする。

別表 3

報酬名	役員等報酬の当該年度内総額
理事報酬	8,000,000 円
監事報酬	200,000 円

附 則

2022年度 第3回 評議員会 にて可決承認

2025年度 第3回 評議員会 にて可決承認